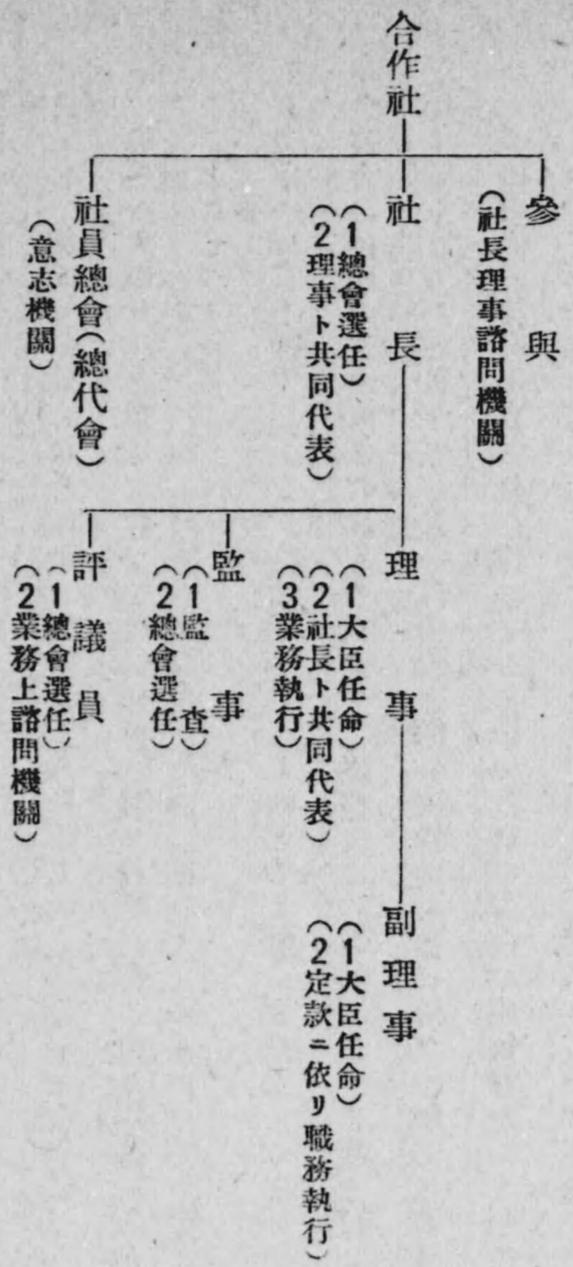


の徳望ある者より經濟部大臣之を任命又は委囑し、社長及理事の諮問に應ぜしめる。
 合作社の意志機關として總會又は總代會が設けられ年一回定期總會又は總代會を開催し又必要に應じ臨時總會又は總代會を開く事が出来る。



商工金融合作社概況 (康德八年五月)

| | | | | |
|----------|------------|---------|---|------------|
| 所屬會員數 | 三五 | 資 | 產 | 四五、〇〇九、九三八 |
| 出資金 | 三五、〇〇〇 | 貸出金 | | 九、四三〇、二六〇 |
| 借入金 | 一、四八三、五四五 | 預け金 | | 三五七、二九五 |
| 管理金 | 五、〇一七、九〇〇 | 雜勘定 | | 四八七、八五八 |
| 預り金 | 一八、三七一、六〇四 | 所有物 | | 四四四 |
| 雜勘定 | 三九、〇八七 | 現金 | | 二八五、五六六 |
| 損益勘定 | 三四、三四七 | 損益勘定 | | |
| (康德八年四月) | | | | |
| 合作社數 | 三五 | 社員數 | | 二九、八三九 |
| 負債 | | 資產 | | |
| 出資金 | 四四九、〇四〇 | 拂込未濟出資金 | | 三九、八九一 |

| | | | |
|---------|------------|------|-----------|
| 準備金 | 三九、三八七 | 管理金 | 五、〇七、九〇〇 |
| 借入金 | 一五、三〇九、九三八 | 貸出金 | 五〇、一七、三三八 |
| 預金及定期積金 | 六七、五八、四五七 | 預け金 | 二五、七五、七六 |
| 雑勘定 | 三、四七、三七〇 | 雑勘定 | 五、五八、七九 |
| 損益勘定 | 一、九五、六三九 | 損益勘定 | 九〇、四〇一 |
| | | 現金 | 一、五二、七六五 |

一八四

第四章 滿洲國消費組合

第一節 總記

設立年月日 康徳八年九月十一日

主たる事務所 新京特別市北安路三〇二房産ビル

電話 二一六二・六三三番

新京配給部 新京特別市興安大路二二〇

電話 二一八三〇・三八三番

従たる事務所

| | | | |
|----------|--------------|-------|---------------|
| △支所 奉天支部 | 奉天市大和區青葉町九 | 撫順支所 | 撫順市西八條通七 |
| 遼陽支所 | 奉天省遼陽市 | 復縣支所 | 奉天省瓦房店街常盤街四 |
| 吉林支部 | 吉林市通天區維新町五四 | 龍江支部 | 齊々哈爾市正陽大街一四 |
| 熱河支部 | 承德東興市場一七 | 濱江支部 | 哈爾濱市南崗義州街四三 |
| 錦州支部 | 錦州市正陽區吉野町一三 | 安東支部 | 安東市大和區大和橋通一八 |
| 間島支部 | 間島省延吉街 | 三江支部 | 佳木斯市向賜大街一二八 |
| 通化支部 | 通化省通化街 | 牡丹江支部 | 丹牡江市太平路七 |
| 東安支部 | 東安省安街盛密大路五〇一 | 北安支部 | 北安省北安街東松村區 |
| 黑河支部 | 黑河省黑河太平街二三二 | 興安西支部 | 興安西省開魯縣東大街三牌四 |
| 興安北支部 | 興安北省海拉爾市中ノ島 | | |

役員

△役員

理事長 星子敏雄

副理事長 (缺員中)

專務理事 小西恭介

△職員

總務部長 古山久一

業務部長 渡邊鐵作

新京配給部長 川畑友吉

參事 金子嘉一 總務部總務科長 山中信夫 總務部指導科長 平井實

總務部經理科長 樋渡廣嗣 業務部管理科長 廣島丈夫 業務部物資科長 未田豊
 新京配給部配給科長 長友文雄 奉天支部主事 野口直正 吉林支部主事 月川宮次
 龍江支部主事 荒井榮 熱河支部主事 町田千代男 濱江支部主事 平原貴

錦州支部主事 福岡秀男 安東支部主事 渡邊香作 間島支部主事 上野平吉

三江支部主事 岩崎義雄 通化支部主事 谷戸通滋 牡丹江支部主事 渡邊忍

東安支部主事 河邊敏郎 北安支部主事 佐藤岩男 黑河支部主事 林益雄

興安西支部主事 常盤野榮司 興安北支部主事 吉田常逸

全滿洲國各地に於て官吏の臺所を賄ひ貢獻する所大なりし官吏消費組合は現下の統制經濟下に於ける組合員の經濟生活を一層積極的に指導助成すると共に政府の物資物價政策を如實に具現して模範配給機關たるの實力を發揮するため全滿十七の官吏消費組合統合し組合員の經濟生活百般の改善向上を圖るべく今回一大大同團結を實現し『滿洲國消費組合』を結成することとなり、昭和十六年九月十一日之が統合設立の手續を完了し新しき歩を踏み出した。

即ち從來十七の官吏消費組合を以て統合機關として設けられてゐた官吏消費組合聯合會は解消し、一切を新組合に移した。即ち新に滿洲國消費組合本部として之れを新京に置き、従前各地に分

散經營してゐた官吏消費組合を吸収し之れを夫々支部となして完全なる單一體となつたこれと同國に於ける消費組合は本組合と滿鐵社員を構成員とする滿鐵生計組合の二本立となつたわけで新組合は舊官消聯の業務一切を承繼するので本協議會加盟團體も亦新組合となつた。

この機構の整備に伴ふ飛躍的發展は發展途上の滿洲國經濟に寄與するところ大なるものがある

第二節 解消せる官吏消費組合聯合會の沿革

滿洲國官吏消費組合は滿洲國と共に生れ共に育つた協同組合であつた、即ち滿洲建國當初國內には諸事業勃興の機運澎湃として漲り經濟情勢も俄に活況を呈し始め、各都市は急激なる人口の増加を見、それに伴つて消費經濟は著しく歪曲せられ、建國の聖業に専念せんとする官吏は固より一般消費者の苦痛甚だしきものあり、消費經濟の是正と、生活の安定を萬人等しく切望した。新京に於ける中堅官吏の一團は斯かる情勢を反映して消費組合設立を企圖し、全官吏層に働きかけて共存共榮相互扶助の高き標幟を掲げ、消費組合綱を以て全滿を被ひ盡さんとする大計畫を樹立し、康徳元年昭和九年十二月二十七日同志三千名の組合員を集めて創立總會を開催し、先づ新京大同自治會館の一室に小さき賣店を開始したのが抑々の濫觴である。

かくて官吏消費組合設立の結果は組合員に對する生活向上、相互扶助の實踐を齎したのは勿論であるが一般市價の抑制により國民生活の安定に寄與した經濟的役割は、建國の偉業に隠れた大なる効績だ、康徳七年（昭和十五年）八月末現在において組合數十四組、會員數五萬六千有餘人を算へ實に二十年の歴史を有する滿鐵生計組合（舊滿鐵消費組合）と共に、滿洲國消費組合運動の二大主流をなすに至つた。

一方滿洲國政府は官吏の福祉施設として生活必需品の圓滑なる配給を期する爲に聯合會を結成せしめ、官吏消費組合を助長強化する方針を定め、康徳七年九月三十日全滿の官吏消費組合を糾合し創立總會を開催し、同十月一日を以て滿洲國官吏消費組合聯合會の結成を見るに至つた。

即ち新京に本部を有する滿洲國官吏消費組合聯合會は新京、奉天、錦州、承德、安東、哈爾濱、牡丹江、佳木斯、吉林、延吉、齊々哈爾、黑河、海拉爾、通化の各省所在地に位する十七組合の會員を擁し、店舗數四十近くを有し年額四千萬圓に及ぶ總配給高を示し滿洲國における協同組合運動の一主流をなしてゐた。

第三節 定款要綱

新に産れた滿洲國消費組合の定款要綱は左の如し。

一、本組合は協同互助の精神に則り組合員の經濟生活の向上發達と厚生を企圖すると共に國策に順應して社會經濟の公正なる運営に寄與するを以て目的とす

二、本組合は左の事業を行ふ

- 一 組合員の日常生活に必要な物を購買又は生産し之に加工し若は加工せずして配給すること
- 二 組合員の生活向上に必要な設備を設け之を利用せしむること
- 三 組合員の經濟生活の改善向上を圖る爲之を指導すること
- 四 其他組合員の福祉増進を圖る爲必要な事業を營むこと
- 五 前各號の事業の遂行に必要な投資、融資其他之に附帶する事業を爲すこと

△ 組合員 及 出資

三、本組合は左の各號の一に該當する者を以て構成す

- 一 官公署に奉職する者

- 二 特殊會社、準特殊會社に奉職する者
- 三 特殊團體に奉職する者
- 四 出資金は一口五圓

△ 機 關

- 五、本組合に左の役員を置く
 理事長、副理事長、専務理事一名、常務理事十五名以内、理事若干名、監事三名
 理事長 副理事長 専務理事及理事は組合中より政府之を選任す
- 六、本組合の支部に評議員若干名を置く
 評議員は組合員中より支部長之を依囑す
- 七、本組合に顧問及參與若干名を置く
 顧問及參與は常任理事會の決議を経て理事長之を依囑す
- 八、役員の任期は二年
- 九、理事會を分ちて理事總會及常任理事會とす

理事總會は理事長副理事長専務理事常務理事及理事を以て組織し定時總會臨時總會の二種とす
 定時總會は毎年四月及十月に之を開く

十、常任理事會は理事長 副理事長 専務理事及常務理事を以て組織す

常任理事會は理事長隨時之を招集し左の事項並業務運営上の緊急を要する重要事項を附議す

- 一 組合一般業務運営方針に關する事項
- 二 重要なる規則の制定及改廢に關する事項
- 三 支部其の他の事務所の設置配合に關する事項
- 四 理事總會に附議すべき事項
- 五 其の他理事長及専務理事に於て必要と認めたる事項
- 十一、本組合の事業年度は毎年一月十一日に始まり翌年一月十日に終る

第五章 滿鐵生計組合

第一節 總 記

設立年月日 昭和十五年十月一日

主たる事務所 奉天市大和區松島町二十一番地 電話奉天春日局二六五五番
從たる事務所（支部所在地）

大連、奉天、撫順、新京、錦州、哈爾濱、吉林、牡丹江、齊々哈爾、羅津
（事務所所在地）

大連、新京、

東京事務所 東京市麴町區丸ノ内二、丸ノ内ビルヂング三階三六〇區

△役員

△役員

理事長

岡田卓雄

副理事長

田中工

常務理事

石毛公濟

同

櫻井弘之

△職員

總務課長

植崎茂樹

經理課長

金川繁太郎

企畫課長

前田敬一郎

仕入課長

吉村敬一

配給課長

南條尙夫

業務課長

坂野銈一

監察役

宇梶高芳

東京事務所職員

所長兼大阪出張所長

龜山重男

森 鈔

青山辰七

波多野重吉

小宮浩

檜原昇

大熊常司

齊藤五夫

大阪出張所 在勤

高正一郎

篠原儀兵衛

神谷三郎

伊吹寛

伊吹寛

沿革 滿鐵社員は、必要なる物資の獲得及び配給の機關として、從來、滿鐵社線には自治機關たる滿鐵社員消費組合を有し、滿洲國々有鐵道沿線には、滿鐵鐵道總局直營の福祉生計所があり

また滿鐵の委託經營になる北鮮鐵道には、北鮮滿鐵社員消費組合を有してゐたが、滿鐵社線、滿洲國線及び北鮮鐵道の經營が、滿鐵に於て一元化されるに至り、これ等機關の統合が計られ、昭和十五年十月一日を以て、滿鐵社員消費組合、滿鐵福祉生計所、及び北鮮滿鐵社員消費組合の業務の一切を統合し、會社と社員の共同組合たる組織を以て、會社の指導監督下にある兵站部として新しく『滿鐵生計組合』が設立された。

第二節 現 況

その區域は滿洲國內鐵道沿線及北鮮滿鐵所管線沿線並關東州內鐵道沿線とし目的は、南滿州鐵道株式會社の指導監督の下に會社従業員の爲に日常生活に必要な物品を購入又は生産し之に加工し又は加工せずして會社従業員に分配することゝつてゐる。

根據法のない任意團體である。

△組 織

統 制 組 織

組合員は、全鐵道沿線に居住する、滿露人従業員を含めた二十二萬社員が全部加入する。

出資金は一口五圓、一人で五十口迄取得し得るが出資は當分の間日本内地人のみとなつてゐる。總口數二十三萬八千三百三十八口、總額百十九萬一千六百餘圓である。

その執行機關は、理事長一名、副理事長一名、常務理事二名、理事八名とし、理事長は滿鐵會社理事又は社員中より、副理事長は社員中より常務理事は社員又は組合従業員中よりいづれも總裁の指名により就任する。

意思機關としては理事會が存する。理事會は理事長一名、副理事長一名、常務理事二名、理事八名を以て組織するのであるが、理事は總裁室人事課長、經理部長、用度部長、鐵道總局業務部長、鐵道總局人事局厚生課長、鐵道總局附業局長、新京支社次長、社員會幹事長を以てし、監督機關たる監事二名は經理部會計課長、會社監査役中より一名、滿鐵總裁より指名により就任する。任期は理事長（會社理事の場合）の任期は會社の任期に同じ、理事長（社員の場合）副理事長及常務理事の任期は三年、理事及監事の任期は會社當該職名に在職中の期間としてゐる、なほ他に諮問機關としては支部總代が存する。總代は、滿鐵社員會の本部並に各地聯合會の生計關係擔當部長がその任に當つてゐる。

我組合は滿鐵會社の兵站部として、社員の生計を確保する必要物資の分配に盡力してゐるのであるが、配給取扱品目は食料品類、雜貨類、服飾類其の他の日用品及季節物等で、一般統制に即應し消費の規正に協力してゐる、十六年度の事業總收入は一億八十七萬圓、剩餘金五十萬餘圓に達してゐる。

組合の事業としては、仕入、配給、分配の各分野における業務の外に、取扱ひ商品にして自家生産できるもの、また加工できるものを合理的經營を以て行つてゐる、從來有してゐた洋服、和服の仕立工場、家具、菓子、製造工場の外に、食料品の加工生産に極力計畫を進めてゐる。

更に組合は全滿各地に滿鐵青年隊、獨身寮、一般組合員のために食堂を經營してゐる。現在組合の食堂は五十六箇所に設置されてゐるが、材料の調整、營養價の研究に萬全を期し全滿の食堂一貫經營を目標としてゐる。

また滿鐵鐵道總局厚生課と共同にて厚生列車、慰安船、慰安自動車を運行し組合より食料品を始め、雜貨、衣料を滿載して行き僻地における社員、並に愛路村民に對する慰安を行ふと共に愛

路精神の普及に協力してゐる。なほこの外に季節的に各中間驛を訪れて防寒具、呉服、洋服などの巡廻分配を行ひ、また分配所の開設せられざる鐵道沿線には定期的に配給車を運行し、僻地在勤の組合員のための配給に多大の努力をなしてゐる。

△業務組織

組合經營の大綱は理事會において決定樹立せられるのであるが、實際の業務を執行する機關として本部を奉天に置き、大連、新京、東京に事務所を設け、支部を大連、奉天、新京、撫順錦州、吉林、哈爾濱、齊々哈爾、牡丹江、羅津に配置し理事長これを統轄してゐる。

本部は總務、經理、仕入、配給、業務、企畫の六課に分れ別に監査役を置き業務課に屬する加工所には、洋服、和服の仕立工場、菓子、家具の製造工場を有してゐる。

支部には支部長、副支部長、及び支部主事を置き更に地域別に區を設け、區はそれに直屬する分配所を管理し、直接組合員に對する分配業務は總て支部において行はれる分配所は鐵道沿線百五十六箇所に設置されてゐる。

他に上海に居住する滿鐵社員のために店舗を設け『上海滿鐵消費組合』として社員の日常生

活に必要な物資の配給を行つてゐる、また華北交通會社における華北消費生計所の經營を委託せられ北支全般に分配所を設け各線に亘つて配給列車を運行してゐる。

従業員の總數は日、滿、露人を合せて八千名でそのうち二千名は北支、上海にゐる。主なる定期刊行物は次の如くである。

| | |
|---------------|--------|
| 滿鐵生計組合報 | 其の都度發行 |
| 月刊 主婦のお買物案内 | 毎月發行 |
| 月刊 大連生計費指數 | 同 |
| 月刊 大連小賣物價指數 | 同 |
| 年刊 滿鐵生計組合統計年報 | 年一回發行 |

第六章 滿洲拓植公社

第一節 總記

設立年月日 康德四年八月三十一日

主たる事務所 新京特別市大同大街三百一號 電話新京二二二六一番

從たる事務所

△支所

東京支社 東京市麴町區内幸町二丁目大阪ビルヂング 電話銀座七六七番

開拓協同組合聯合會 三江省開拓協同組合聯合會

三江省佳木斯市協和大街二段地 滿洲拓殖公社佳木斯地方事務所内

東安省開拓協同組合聯合會

東安省密山縣東安街福民大街 滿洲拓殖公社東安地方事務所内

△役員

△役員

總裁 二宮治重 理事(開拓理事) 中村孝二郎

△職員 (直接擔當個所のみを記入す)

開拓部 副部長 飯田正義 開拓部 副部長 岡田義宏

經營課長 中村越郎

△東京支社役職員

△役員

理事 安江好治

△職員

支社長 桑貝秀二

庶務課長 小池泰岳

主なる定期刊行物

月刊 開拓通信

滿洲開拓公社が東亞協同組合協議會の加盟團體となつて居るのは、康德七年六月十三日公布された開拓協同組合法に基く協同組合中央聯合會の設立に至るまでその中央聯合會の機能を滿洲拓殖公社が代行するに他ならない。滿洲拓殖公社は康德四年八月二日、日滿兩國政府間に於て締結された滿洲拓殖公社の設立に關する協定により設立したる日滿合辦の株式會社であつて、資本金は滿洲國幣六千五百萬圓、口數百三十萬株、一株金額五十圓で、株式は記名式とし日滿兩國の

政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若は業務を執行する役員半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が兩國の國民又は法人以外の者に屬せざるものに限り所有し得るとなつてゐる。

公社の目的は左の如し。

1 本公司ハ滿洲國ニ於ケル移住ヲ助成シ滿洲國々土ノ開發ヲ爲ス爲業務ヲ營ム事ヲ以ツテ其ノ目的トス

一、開拓地ノ建設及經營ニ關スル助成補導

二、開拓民ニ必要ナル資金ノ貸付

三、開拓民ニ必要ナル物資ノ配給

四、開拓地生産物ノ販賣斡旋

五、開拓用地ノ取得、管理及處分

六、開拓民ニ必要ナル事業ニ對スル出資及金融

役員は總裁一名、理事六名以内、監事三名以内で總裁及理事は日滿兩國政府の任命により監事

は株主總會に於て株主中より選出される、その任期は總裁五年、理事四年、監事三年となつてゐる、株主總會は毎年六月定時に開かれる。

本社は新京特別市に支社を東京市及朝鮮京城府に置き、全滿各地に事務所を置いてゐる、以上により既に明なる如く滿洲拓殖公社は日滿兩國政府は兩國協力して滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國士の開發をなし以て兩國間の密接不可分の關係を増進せんがために設けられた特殊法人であつて、實に滿洲國開拓の一大中樞機關たる偉容を有つてゐる。

△滿洲拓殖公社と開拓協同組合の關係は左記通牒に基き明となつてゐる
七開拓第二二九四號 康德七年九月五日

興農部開拓總局長

滿洲拓殖公社

總裁 二宮 治 重 殿

開拓協同組合及開拓協同組合聯合會と滿洲拓殖公社との關係の件

開拓協同組合及開拓協同組合聯合會の育成に關しては關係機關協力之に當るも特に首題の件に關

しては左記の方針により組合及聯合會と貴社との密接なる關係を保持せしめ以て之が助成に萬全を期し度に付貴社に於ては關係機關と密接なる連絡協調の上其の本質に應ずる分野に於て其の機能を充分發揮せしめられ度此段依命及通牒候也

記

- 一、協同組合中央聯合會の設立に至る迄は右中央聯合會的機能は滿洲拓殖公社の機能に期待するものとし政府と密接なる聯繫の下に組合の輔導育成に遺憾なからしむるものとする
- 二、開拓協同組合及聯合會の資金の借入、購買及販賣等の事業を行ふに當りては原則として組合にありては聯合會、聯合會にありては滿洲拓殖公社を利用せしめ已むを得ざる事由に依り他と取引するの必要ある場合に於ては組合にありては聯合會、聯合會にありては滿洲拓殖公社の了解を得せしむるが如く定款を以て定めしむるものとする
- 三、聯合會の理事長及職員には原則として滿洲拓殖公社の職員を以て充つることとし聯合會と滿洲拓殖公社の地方機關との密接なる關係を保持せしむ
- 四、組合及聯合會の借入金現在高の最高限度、貯金金利の最高歩合、貸付金利、資金貸付方法及

一組合員に對する貸付金の最高限度を定むるに當り興農部は豫め滿洲拓殖公社の意見を徴し以て開拓金融の圓滑なる遂行を期す

第二節 開拓協同組合の全貌

△開拓地協同組合の本質

協同組合は特定區域に入殖したる日本内地人開拓農民を以て構成し、特殊的社會機能と協同の事業とを遂行する實在的總合人であり、無限責任組織の農村團體である。

(一) 協同組合の開拓農地の所有者たる開拓農民を以て構成し設立を強制された團體である。協同組合を構成する特定人格者は所定の手續を経て入殖したる開拓農民であり、其の設立は當初に於て政府に於て強制的になされる。而も組合員たるの資格は特定開拓地に居住し、開拓農地を所有し、營農する日本内地人開拓農民たるを原則とする。素より協同組合には相當數の經營要員が無ければならないので、之に従事する開拓農民も組合員となるのみならず、協同組合の統制下に存在し許可營業に従事する組合員も亦生するわけである。而して組合員たる開拓農民は永住定着を目的とするので脱退の自由は認められず、例へば除名、失踪、破産等に依り已む

を得ず開拓地外に轉住したる場合、又は開拓農地を善管注意を以て管理し得ざる場合は開拓農地の所有權を喪失する結果となる。

又開拓農家は必ず一定面積の家産地を所有し、農家經濟の合理化と農村經濟の堅實性を維持せんとしつゝあるが、家産地開拓農地については賣買を認められぬ。

斯くの如く協同組合の組合員は開拓農地と密接不可分な關係にあり、従つて開拓農民の維殖に當つては開拓地との關聯よりして協同組合は設立を強制されてゐるのである。

(二) 協同組合は日滿兩國開拓國策の使命實踐を企圖する精神的團體である。協同組合を構成する開拓農民は日滿兩國の開拓國策の實踐者であり、従つて永住定着者であらねばならぬ。又開拓國策の遂行は此の協同組合を通じて行ふを妥當とする。

開拓農民は産業資源を開發培養すると共に、國防治安の強化充實を圖り、更に諸民族の中核として指導誘掖する一大使命を遂行するの責務がある。即ち此の協同組合の普遍且恒久なる指導原理は(イ)皇道精神(ロ)滿洲國建國の精神(ハ)報德精神の三精神であり、其の渾一融合體こそ協同組合の魂であり同時に組合員の魂であらねばならない。

斯くの如く協同組合は開拓國策の萬全なる遂行より生起した必要不可欠の精神的團體であり之なくして開拓國策を實踐することに不可能に近い。

(三) 協同組合は直接連帯無限責任組織を以て活動する實在的總合人である。協同組合は組合員とは別個な擬制的組織ではなく、不即不離な一體關係に在り榮枯盛衰を共にする同義異體であり、運命を共同にする團體である。即ち協同組合の活動は組合員の輔翼表現であり、責任の直接連帯無限性を胚胎する。

偕て組合員は相互信頼し相知相識の關係に在り共存共榮相互扶助を期すべきであり、之が爲には必然的に無限責任組織とならざるを得ないが、更に此の組織は教育的訓練作用を持ち結合の強化、移動感の絶滅を期し得ると共に人的擔保信用能力を賦與して協同組合の活動を有利に展開せしめ得るものである。叙上の理由に依り協同組合は直接連帯無限責任組織であるべきであり、又斯くあるのである。

(四) 協同組合は特定開拓農村に於て凡ゆる事業を綜合運営する唯一の社會團體である。協同組合は特定開拓農村の行政區劃を其の區域とする地緣團體であり而も同一開拓農村に於て同じ事

業を經營し、之と競争する團體又は個人を排撃し得る力を有する團體であり、且政府の農業政策を代行補助する團體である。即ち凡ゆる事業を一元的に統合兼營する理由は、

(イ) 協同組合の設立目的が組合員の産業經濟の改良發達と永住定着を圖るにあり、従つて謂はゞ生活協同體的機能を持つものであり事業の經營が無統制であつては組合員を害すること多きこと

(ロ) 協同組合が唯一團體たるべきは經營者の適任性、組合經費其他費用の節約、組合員の事業参加上の簡捷化、負擔の輕減及び取引の專屬化等を圖るによきこと。

(ハ) 協同組合の各種事業の綜合的聯絡統一により運営の合理化を期し併せて資金の回轉を促進し事業を能率的に遂行せしめ得ること。

(ニ) 信用事業の原則たる無擔保金融の實をあげ得るに絶對的に必要であり、指導金融を徹底化し得ること。

(ホ) 開拓地に生起し得る農業乃至は社會體を凡て包含することは其の竝立競進に依る農家負擔の過重又は團體間の自衛的盲目的無用競争を防止し得る。

等である。

従つて組合員との流通機構との接觸は凡て協同組合を通じてなすか、協同組合の許可を受け
てなさねばならない爲、必然的に事業上の指導的統制力を強化し且つ組合員の生産並に生活の
指導さへも確實になし得て「共存共榮」の理想農村を顯現し得るものと思料される。

諸て協同組合は特定開拓農村に於ける唯一の團體であるので、組合員たらざる者例へば原住
民其他の民族にして獨立の生計をなす者等に對して協同組合利用の道を講じなければならぬ
更に隣接地域に於て、少數なるが爲に小規模の協同機構を持つに過ぎない集合開拓民の團體も
亦例外として吸収する必要がある。此等は一括して員外利用となるが、素より員外利用者と雖
も利用するのみにて組合其れ自體に損害をかけてもよいと云ふのではなく、組合員と略同様な
統制に服すべきである。即ち(イ)貸付限度及び貸付方法(ロ)競争企業の絶滅並に協同意識
に基く統制(ハ)生活訓練上の干涉等である。

(五) 協同組合は特殊の資金構成と集團財産とを持つ負債償還又は納税代納の團體である。開拓
農民は入殖當初に於て建設營農の爲莫大なる資金を必要とするが、之は日滿兩國の補助金と滿

洲拓殖公社よりの借入金に依據することとなる。素より受益又は債務の主體は協同組合である
ので負債償還をなす場合に於ても其の責任に於てなさねばならない。従つて協同組合自體の負
擔、部落負擔並に個人負擔の如きは協同組合内部に於ける分擔關係となるに過ぎない。

借て協同組合の自己資金は出資に依るか、組合費に依るかの問題があるが、開拓地に於ける
協同組合は設立を強制され存續を永遠に助成される特殊性よりして、組合員の零細なる出資に
依り資本的關聯を持つより寧ろ組合費なる一時金の醸出に依る方が合理性を持つとのと思料す
る。従つて持分權を發生することなく持分に伴ふ法律關係が生起しない。而して配當の如きも
事業の利用分量に依るのみとなり財産に基く配當の如きは考へる必要がなくなり、組合員と協
同組合との結合が最も合理性を持つこととなる。

又協同組合は組合員の納税を代納する機能を持つ團體である。従つて組合員の納税方法が物
納であつても協同組合自體としての納税は一括してなし得る利便のあるものと思料される。
現在設立されてゐる開拓協同組合聯合會は左の如し。

聯合會名

事務所所在地

設立年月日

會長

理事長

三〇

三江省開拓協同組合聯合會

三江省佳木斯市協和大街滿拓公社佳木斯地方事務所

康德七年十二月一日

畑 勇三郎 秋山 恒躬

東安省同

東安省密山縣東安街福民大街滿拓公社東安地方事務所內

康德七年十二月一日

田中 孫平 木村 喜徳

第三節 開拓協同組合法要綱

開拓協同組合法は開拓民の協同精神を基調とする社團を設立し開拓團廢止後に於ける開拓地の産業經濟の發達を圖り、開拓民の福利を増進し以て國家經濟の發展に資せしむる目的を以て、康德七年六月十三日公布せられたもので第四章第七節百七條から成つてゐる。

本法に依て設立される社團は開拓協同組合（組合）及開拓協同組合聯合會（聯合會）とし非營利法人である。

△組 合

組合は廢止された開拓團の産業及經濟上の事業を承繼し區域は街、村、としその區域内の日本

人開拓民は組合員となる。任意脫退は認めない。

組合員は出資を爲さず又組合財産に對する持分を有しない。

組合に組合長、副組合長各一名及監事二名以内を置き、組合長は興農部大臣之を任命する、監事は組合員中より協議會の推薦に基き組合長之を選任し監事は組合員中より實行會代表の協議によつて定むる。

部落其他に組合員を以て實行會を組織する組合事業の適切なる運行に資するため協議會を置く協議會は實行會の代表を以て組織する。

組合は組合員のために左の事業を行ふ。

- 一、産業及經濟に必要な資金の貸付及貯金の受入に關する業務
- 二、生産及加工に關する業務
- 三、生産物及加工品の販賣に關する業務
- 四、産業及經濟に必要な物の購入及配給に關する業務
- 五、産業及經濟に必要な施設の共同利用に關する業務

- 六、土地の管理及改良に関する業務
 - 七、農事の改良發達及指導獎勵に関する業務
 - 八、共済に関する業務
 - 九、前各號の外興農部大臣の認可を受けたる業務
- 組合は興農部大臣の認可を受け組合員に非ざる者の爲に資金の貸付及貯金の受入を爲すことを得
- 組合は組合員の利用に支障なき場合に限り定款の定むる所に依り組合員に非ざる者をして其の施設を利用せしむることを得

△聯合會

聯合會は會員の業務の發達を圖り會員相互間及會員と滿洲拓殖公社との間の連絡を緊密ならしむるを以て目的とする。

區域は縣又は旗とするが特別の事由あるときはこの限りでない、區域内の組合は聯合會の會員となる。

聯合會の行ふ業務は左の如し。

- 一、會員の指導に関する業務
 - 二、産業及經濟に必要な資金の貸付及貯金の受入に関する業務
 - 三、生産及加工に関する業務
 - 四、生産物及加工物の販賣に関する業務
 - 五、産業及經濟に必要な爲の購入及配給に関する業務
 - 六、産業及經濟に必要な施設の共同利用に関する業務
 - 七、農事の改良發達及指導獎勵に関する業務
 - 八、前各號の外興農部大臣の認可を受けたる業務
- 會員は一口以上出資を爲すべく、有限責任組織であつて會員が解散したときのみ脱退がある
- 役員は會長、理事長、理事二名以内及監事二名以内を置く。
- 會長理事長は興農部大臣之を任命し、理事及監事は會員たる組合の組合長、副組合長又は監事の中より會長之を選任する、任期は理事三年、監事三年とする。

參與を置く、官吏、學識經驗者中より興農部大臣之を任命する。
協議會を置く、會員を以て組織する、聯合會は會員を監査し得る、聯合會の解散は合併、分割
破産、會員の缺亡によりて行ふ。
聯合會の出資一口の金額は五百圓を超ゆることを得ず取得すべき口數は二十口迄、但し特別の
事情あれば三十口迄増加し得る。

第五編 準加盟團體の現勢

第一章 關東州金融組合聯合會

第一節 總記

設立年月日 昭和四年九月
事務所 大連市山縣通り八〇ノ八八番 電話二一三五三三番

△役員

△役員

| | | | |
|-----|-------|----|------|
| 理事長 | 石橋美之介 | 理事 | |
| 監事 | 天滿善次郎 | 同 | 齋藤仁吉 |
| 同 | 小林鐵藏 | | |

沿革 關東州金融組合聯合會はその前身としては昭和四年九月關東州及舊滿鐵附屬地を區域として一切の都市及村落金融組合を會員として設立された中央機關たる滿州金融組合聯合會である。然るに昭和十二年末滿洲國の治外法權徹廢に基き滿鐵附屬地の行政權が滿洲國に移讓せらるゝに及び本聯合會も業務區域を縮少し、専ら關東州内とし名稱も關東州金融組合聯合會と稱するに至り従つてまた州外の金融組合も脱退し滿洲國新京に別個の金融組合聯合會を組織するに至つた。而して本聯合會の目的とする業務は、(一)所屬會員に必要な資金を貸付けること、(二)會員より預り金をなすこと、(三)會員に對し業務上の指導をなすこと、(四)會員相互の聯絡及業務上の便宜を計ることであり、會員たる各金融組合は聯合會に對し出資一口(一口金額五百圓)を有する義

務あるものである。而して聯合會の機關としては意思機關たる代表者が構成する總會の外、執行機關として理事長、理事各一人、監事三人である、理事長、理事は關東州長官が任免し監事は所屬組合の役員中より選任される。

聯合會は會員たる金融組合が業務上の指導並に調査をなすと共に資金の授受調節をなすものであるが、資金の借入先としては關東局より貸付資金及大藏省預金部より特別資金を朝鮮銀行を介して受入れてゐるが、普通短期資金は滿洲興業銀行より受けてゐる。併し近年貯蓄奨励により會員よりの預り金が増加し、特別資金を除けば他に借入金を要せざるのみならず、寧ろ多額の餘裕金を擁して居り、之を滿洲興業銀行に預け金としてゐる。

第二節 現 況

關東州内に於ける金融組合事業の沿革と現勢は左の如し。

大正十三年に關東州内農業金融を緩和する目的を以て關東廳の懇切なる指示に基き先づ大連、旅順及金州の各民政署管内に民法上の組合としての農村金融組合が設立され次で大正十四年に普蘭店、同十五年に魏子窩の兩管内にも相踵で設立せられたが之等の先驅組合の成績が極めて良好

であつたのと當時滿洲經濟は世界大戰後の打續く不況に災されて各種金融組合が一齊に整理に没頭するに至つた爲め庶民金融梗塞の聲が高まり庶民金融機關設立の要望が熾烈となつて居たことが機運となつて關東廳で色々研究された結果協同組合組織の金融組合設立が最も適當であると云ふことになり昭和三年五月二十五日勅令第八十九號を以て關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令の公布となり同年十月一日より其の施行を見るに至つたのである。

金融組合令の施行と同時に先づ大連、沙河、旅順、奉天の四箇所には都市金融組合が設立せられ五箇所の農村金融組合も民法上の組合から組合令に依る組合に改組せられた。其の後に於ける組合の増設は着々進捗し、昭和四年に瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、鐵嶺、開原、四平街の八組合、同五年に新京、公主嶺、撫順の三組合、同七年には哈爾濱に新京組合の支所が設立され更に九年に安東組合が増設せられて都市組合十六、同支所一、村落組合五を算するに至つた、爾來昭和十二年迄組合の増設の見なかつたが組合業務は日に隆盛に内容は年と共に堅實味を加へて名實共に滿洲に於ける代表的庶民金融機關として中小商工農漁村者の經濟の發展に貢獻するに至つた。

然し昭和十二年十二月滿洲國に於ける治外法權撤廢及滿鐵附屬地行政權の移讓に伴ひ滿鐵附屬地内の各金融組合も滿洲國政府の督監下に統轄せられることになり同年十二月一日を以て十三組合一支所が滿洲國法人として移讓せられた。從て金融組合令は關東州金融組合令と改正せられ關東州内にのみ適用せらるゝに到つた。之が爲關東州内の金融組合は都市三、村落組合五、合計八組合となつたが昭和十三年三月設立せられた普蘭店第二金融組合及同年八月設立せられた旅順第三、金州第二兩組合を加へて現在では合計十一組合を算して居る。

關東州金融組合聯合會現況 (都市組合四、村落組合七加盟)

| (一) 運轉資金 | |
|----------|-----------|
| 區別 | 金額 |
| 昭和十六年八月末 | 二 二四〇,〇〇〇 |
| 前年度同月末 | 二 五,五〇〇 |
| 職員數 | 二 |
| 出資金 | 四〇,〇〇〇 |
| 諸準備金 | 三,五三八 |
| 繰前年度繰越金 | 二,〇四、五五九 |
| 借入金 | 二、三三、六七三 |
| 預り金 | 六、八三、六八四 |

| 區別 | 職員身元保證金 | 特別給與基金 | 利益金 | 合計 | | | | |
|----------|---------|--------|--------|-----------|-------|-------|-----|-----------|
| 昭和十六年八月末 | 二、三六四 | 三三、二四二 | 一六、三四〇 | 一三、五九、九七五 | | | | |
| 前年度同月末 | 八、一〇一 | 八、一四四 | 九七、七三一 | 九、一九三、五二六 | | | | |
| (二) 運轉資金 | | | | | | | | |
| 區別 | 拂込未済出資金 | 貸付金 | 預け金 | 假拂金 | 所有物 | 損失金 | 現金 | 合計 |
| 昭和十六年八月末 | 一、五、四八一 | 六、三三六 | 五七九 | 七、八八四 | 三、五七四 | 四、八九九 | 七〇〇 | 二四、五五六 |
| 前年度同月末 | 六〇〇 | 五、一三三 | 一、四〇四 | 〇、一三三 | 三、八五二 | 七、七六六 | 三〇〇 | 四、三〇五 |
| | | | | | | | | 五〇 |
| | | | | | | | | 九、一九三、五二六 |

第二章 華北合作社の現況

第一節 總記

華北に於ける合作社活動の中心は、中華民國新民會中央總會であつて、近く華北合作社中央會の誕生を見るまで同會が本會準加盟團體として種々の聯携に當つて居る。

新民會と合作社との關係については、華北合作社運動の指導的立場にある新民會が昭和十六年

八月二十八日から三日間に亘つて北京懷仁堂及中央總會において新民會地方主務者並びに合作社關係者合同會に於て左の如く指示して居ることによつて明にされてゐる。

1 合作社機構確立に關する件

(一) 合作社と新民會との關係

新民會が合作社を指導する爲中央から鄉村までの組織系統に於て有機的關係を有する事は「華北合作社組織運営大綱」並に「華北合作社指導要領」に於て明示されて居る、この二つの方針書より新民會と合作社の關係を綜合すれば次の通りである。

(イ) 新民會中央總會は合作社中央機關の主要人事及各省縣合作社聯合會の人事につき華北合作社事業總會と協議の上決定すること

(ロ) 新民會は縣合作社聯合會の専務理事及合作社要員の教育機關たる事

(ハ) 合作社中央機關及各省縣合作社聯合會は毎事業年度の事業計畫を年度開始前に新民會と協議すること

一、指導の基調

新民會に於ては合作社機構に入つて行く會務職員は勿論各級組織の責任者及關係者は、合作社の本質及華北に於ける之が指導方針を大綱的に理解してゐなければならぬ、殊に合作社機構内に入つて會務職員は該組織内に於て主動的に活動し、その組織の本質機能を發揮せしめつゝ之を會運動の線に結び付けて行かねばならぬものとなり得るのである、かゝる關係に於て合作社は、新民會より獨立した對立組織ではなく新民會に政治的に領導させる外廓組織である、然し兩組織の性質の相違よりして新民會としての合作社指導は全般的民衆運動の關聯する方面に限るものとし、經營の技術的細部に及ばぬ事とせねばならぬ

二、工作上的關係

(イ) 合作社は新民會の領導下に於て新民主社會顯現の爲の經濟的民衆運動を展開する

(ロ) 新民會は合作社運動の政治的方面を決定し、合作社の發展に對し障礙となるべき原因を排除し或は合理的解決を圖り、運動の伸張を企圖し指導するものであり、合作社は新民運動の方向に添ひ、その綜合性に従つて自己の任務を遂行すると共に政治的諸問題を新民會に反映せしめる

(ハ) 兩組織は工作及組織の伸張に於て相互滲透の關係にあるべく、互に段階主義を主張すべきでない

(ニ) 兩組織が互に他の工作を代行し得るとの意見は最も危険である、工作上以上の如き關係にある爲合作社の年度事業計畫を新民會と協議せねばならぬ事になつてゐる

三、人的關係

新民會中央總會は合作社の主要役職員の人事に就き合作社事業總會と協議の上決定し又合作社聯合會の専務理事及合作社要員の教育機關となる

新民運動の統一性を確保する爲に合作社の主要職員は會務職員たる事に決定してゐる、各級聯合會の人事關係は次の如くである

(イ) 省聯合會

理事長 省長(省總會長) 副理事長 省總會事務局次長 副理事長 省公署建設廳長(省

委員會委員) 専務理事 會務職員 理事 會員より選出 職員 主要なる者は會務職員

(ロ) 縣聯合會

理事長 縣長(縣總會長) 副理事長 縣總會事務局次長 専務理事 會務職員 理事

會員より選出 職員 主要なる者は會務職員

第二節 華北合作社の現況

華北に於ける合作社の現勢を示す正確なる統計は現在のところ集計甚だ困難なる状態にある新民會中央總會が盡せるだけの手を盡して得たる民國二十九年度未現在に於ける數字を第一次調査として示せば次の通りである。但し活動せる合作社にして二十九年中報告せざるものはこの數字中に含まれてゐない。

華北合作社組織に関する調査

| | | | | |
|-----|-------|---------|---------|------------|
| 河北省 | 合作社數 | 合作社員數 | 出資口數 | 出資拂込濟額 |
| | 二、八六〇 | 三〇九、一三七 | 二八六、〇八五 | 三三五、五六七・八〇 |
| 山東省 | 合作社數 | 合作社員數 | 出資口數 | 出資拂込濟額 |
| | 一七六 | 八九、三五五 | 一三八、三八五 | 一七三、三七〇・五〇 |

山西省

三七

六五、五九

七四、一〇八

一五九、〇三二・〇〇

三四

河南省

四

二、二九三

一〇、三〇〇

四、九〇八・六

蘇北地區

二〇

六、五九三

三四、四六一

六六、九五〇・〇

特別市(青島)

四

一四、三六五

—

—

計三、三三一

四八七、一七〇

五三三、三三九

七三九、八六三・九六

合作社を組織せる縣

【河北省】 臨榆、撫寧、昌黎、盧龍、遷安、灤、樂亭、豐潤、玉田、唐山、寧河、安次、靜海、武清、東交、滄、固安、懷柔、密雲、薊、平谷、順義、昌平、三河、通、香河、大興、清苑、定興、新城、徐水、新樂、定、易、涞水、滿城、石門、深、東鹿、冀、晉、藁城、趙、欒城、

獲鹿、平山、井陘、元氏、高邑、邢台、內邱、南宮、威、邯鄲、磁、

【山東省】 德、臨清、歷城、長清、濟陽、齊河、章邱、泰安、滋陽、濟寧、滕、嶧、長山、桓台、淄川、博山、益都、臨淄、濰、安邱、昌邑、福山、惠民、商河、深澤、

【山西省】 崞、代、五寨、寧武、神池、繁峙、陽曲、太原、清源、徐溝、榆次、孟、壽陽、昔陽、文水、太谷、交城、和順、遼、汾陽、平遙、介休、襄垣、霍、臨汾、洪洞、長治、屯留、潞城、壺關、長子、潞城、曲沃、翼城、安邑、新絳、聞喜、猗氏、河津、萬泉、絳、榮河、解、永濟

次に掲げるのは、八月三十日開催された合作社關係者會同(新民會地方主務者並に合作社關係者勞工擔當者會同第三日)に於て各省からなされた報告中の山東省の分である。今まで全華北的情勢に關する資料の發表を見てゐないし、また組織の具體的進行を記述してゐるので現在の華北合作社運動の實體に觸れるところ尠しとしない。掲げて以て参考に供する次第である。

一、省聯合會設立經過報告

山東省に於ける合作社は陸軍特務機關、省公署職員新民會省總會員其他民間の有力者を以て組織する山東省合作社輔導委員會を省公署建設廳内に設け合作社の設立並育成輔導に必要な立

案審議に任じ新民會省總會内の合作股は聯合會と連絡の下に合作社の指導宣傳に調査等を實施し全省に對する合作社の設立普及に努め來りたるが事業運営を通じ指導育成に當る機關の必要を痛感するに至り二十九年四月省聯合會設立の前提として省合作社聯合會籌備處を設立し縣聯合會を會員とし省内合作社の健全なる發達に必要な事業を行ふため中央會より五萬圓の資金を借入れ購買事業に力を注ぎ二十餘萬圓の取扱を爲したる外約八千圓の販賣事業を行ひ來りたるも組織薄弱にして縣聯合會の指導統制に遺憾状態ありたり五月中旬省聯要員として今村毅外二名中央より配屬せられたるを以て省聯籌備處を發展的解消するを妥當と認め陸軍特務機關省公署新民會省總會等と連絡し定款及び事業計劃經費豫算の編成に着手し六月六日特務機關新民會及省聯合會の直接關係者五名新民會省總會西崎次長を中心とし定款案の審議をなす六月三十一日特務機關會議室に於て小委員會開催され定款事業計劃及經費豫算に關し再審議をなす六月二十五日省聯合會設置に關し省公署に於て輔導委員會を開催し日文定款は承認を得華文定款は省公署建設廳に於て翻譯をなすことにし決定す六月二十六日中央より元滿洲國合作社運動に従事せし挾間稻川の二名赴任し省聯合會の陣容を強化す七月一日縣知事會議終了後模範地區縣聯合會理事長二十名を以て省聯

合創立總會を濟南市公會堂に於て開催し省聯合會設立を見たり

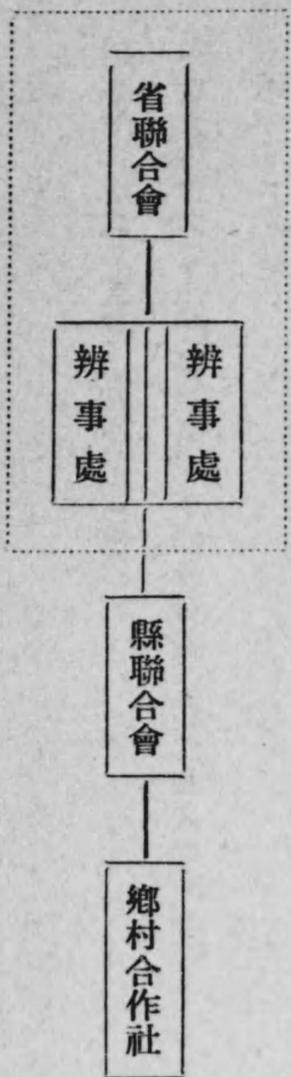
二、省聯合會の組織狀況

(一) 機構

1 系統機構

山東省合作社の系統機構は中央に於ける華北合作社組織運営大綱に基き省聯合會以下縣合作社聯合會及鄉村合作社の三段として之が組織單位の重點を縣聯合會に置き鄉村合作社は縣聯合會の資金借受及販購買品の蒐貨配給團體のものたらしむるものとし更に省聯合會業務の遂行を圓滑ならしむる爲管下樞要地點に辦事處を設置する豫定なり之が系統機構を圖示すれば次表の如し。

山東省合作社系統機構圖



備考

(イ) 辦事處は青島、芝罘二個所に設置豫定。

(ロ) 縣聯合會は差當り模範地區二十縣を會員として加入せしむ。

2 省聯合會の内部機構

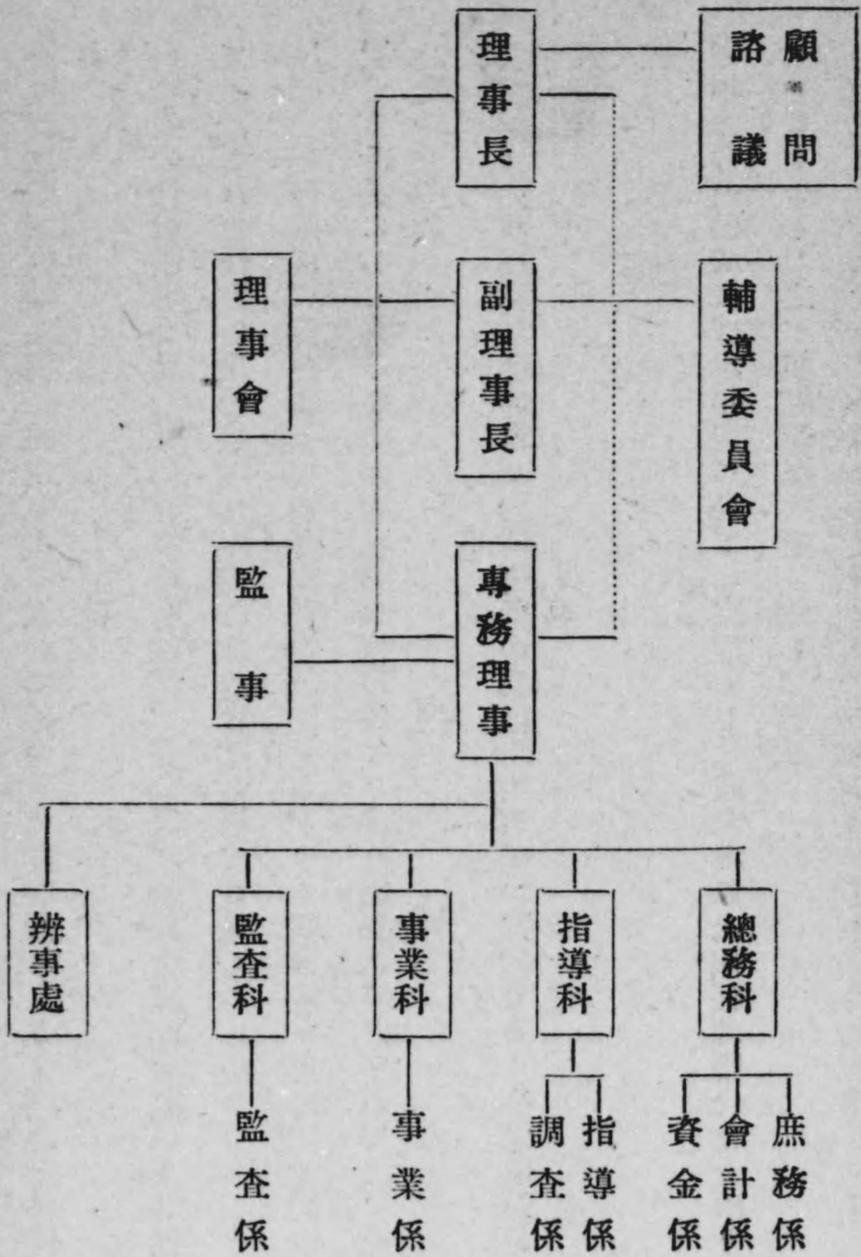
(イ) 省聯合會に理事長一名、副理事長二名、專務理事二名、理事五名及監事三名を置き理事長及副理事長並に專務理事は官選とし理事及監事は會員中より總會の決議を得て理事長之を委嘱す。

(ロ) 理事長は省長副理事長の一名は新民會省總會次長、他の一名は省公署建設廳長の職に在る者に付之を任命し專務理事二名の中一名は省公署建設廳第二科長の職にあるものを兼務とし一名は會務職員を以て任命す。

(ハ) 省聯合會に總務、指導、事業、監査の四科を置く

(ニ) 各科には科長一名、及參事を置き職員を配置すること次表の如し

山東省合作社聯合會機構圖



| | | | | | |
|----|-----|---------|---------|---------|---------|
| 德縣 | 九 | 三三、〇三三 | 六、一三五 | 八、四七三 | 一六、九三〇 |
| 臨清 | 一四 | 一三、五七七 | 七、〇〇八 | 七、六〇〇 | 七、六〇〇 |
| 泰安 | 一四 | 三二、四六七 | 八、六七〇 | 一一、九四六 | 七、三三七 |
| 濟寧 | 一三 | 四四、四二七 | 一三、〇六二 | 三、〇六二 | 三一、九五七 |
| 滕縣 | 二九 | 四九、〇一〇 | 七、六八六 | 一三、三〇五 | 八、八三六 |
| 滋陽 | 六 | 四一、一六四 | 七、四七一 | 七、四七一 | 一四、九四三 |
| 嶧縣 | 二七 | 二七、九五三 | 五、八七五 | 六、五〇四 | 五、八一〇 |
| 福山 | 六 | 一一、四〇五 | 二、四九八 | 三、三三八 | 六、〇三一 |
| 齊河 | 三三 | 三三、八七六 | 六、七四六 | 八、八三三 | 一七、六四六 |
| 濟陽 | 一六 | 一一、二四四 | 八、七五八 | 一五、六二〇 | 一〇、三〇六 |
| 計 | 三三四 | 四〇三、八三六 | 一三〇、九三三 | 一七三、五八五 | 三五六、二八五 |

模範地區外合作社組織狀況 民國三十年六月三十日現在

| | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 縣名 | 單位合作社數 | 戶數 | 社員數 | 出資口數 | 拂込濟出資金 |
| 濱縣 | 二三 | 一一、六三〇 | 三、五六三 | 三、八三八 | 七、六七六 |
| 蒲台 | 二 | 二〇、七八 | 四一五 | 四八一 | 一、〇三三 |
| 聊城 | 三 | 五三、四四 | 三八二 | 五、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 博平 | 八 | — | 三五八 | 一、六〇七 | 七、五四〇 |
| 東阿 | 一〇 | 二六、〇〇〇 | 一〇、六〇〇 | 一〇、六〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 荷澤 | 八 | 四一、四三三 | 四、五八八 | 八、〇九五 | 八、七三三 |
| 漢縣 | 二 | 五、八二〇 | 一、〇三八 | 一、五三三 | 一、八四三 |
| 陽穀 | 一二 | 一六、三九五 | 一、七五〇 | 七、八五〇 | 一四、六〇〇 |
| 棲霞 | 三 | — | — | — | — |
| 黃縣 | 五 | — | 二、二八三 | — | — |
| 齊東 | 一 | 三〇〇 | 五三 | 二〇三 | 一、四四四 |

| | | | | | |
|----|---|---------|--------|--------|---------|
| 壽光 | 一 | 九、四六〇 | 三、四〇六 | 三、五六六 | 七六、一三三 |
| 安邱 | 一 | 五、〇六一 | 四、四五〇 | 一〇、〇〇〇 | 一一、四七三 |
| 昌邑 | 一 | 一、四六六 | 一、一四四 | 一、五七七 | 二、九五六 |
| 商河 | 一 | 四、二〇〇 | 一五七 | 二、六三九 | 五、二七六 |
| 利津 | 一 | 一、八三五 | 四五〇 | 四九七 | 三、九九四 |
| 平原 | 一 | 三、四七六 | 三、四七六 | 九、七九〇 | 一九、五八〇 |
| 平陰 | 一 | 一、九九三 | 八三 | 六七〇 | 一、三四〇 |
| 寧陽 | 一 | 七〇、三九四 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四、三三〇 |
| 呂縣 | 一 | 一五、九四〇 | 一九六 | 一、七三四 | 二、七三六 |
| 牟平 | 一 | 五〇、三三三 | 八六九 | 一〇、〇〇〇 | — |
| 文登 | 一 | — | — | 一、五〇〇 | — |
| 惠民 | 一 | 一三、三九九 | 三六五 | 九九一 | 一、四〇五 |
| 計 | 一 | 三三三、七三五 | 四一、四八六 | 八四、一五二 | 一三三、〇三八 |

二、省聯合會及管下組織の業務運營狀況

(1) 省聯合會の運營狀況

山東省に於ける合作社の運營は華北合作社組織運營大綱、華北合作社指導要領の實現を目標とし軍及特務機關の肅正建設計畫山東省合作社輔導委員會の決議事項並に特務機關長の指導を基準とし本年度に於ける運營方針は既往の經驗と現在の人的整備狀況に鑑み既設合作社特に模範地區合作社の内容を検討して其の堅實なる育成を企圖せしが爲め地域的業務的に重點主義を以て山東省合作社組織運營大綱に依り推進せんとす。

現在創業早々にして人的整備完からざるため活潑なる業務の進展を見ざるも縣合作社の實情を調査し指導に對する根本方針樹立計畫中にして九月より各縣聯合會の業務調査を實施し指導の適確を期せんとす、尙膠濟沿線に於ける葉煙草交易事業に對しては益都に辦事處を設置し八月一日より従事員三二名を訓練中にして八月未之が訓練を終了するを以て九月早々各交易所に配屬し十月一日より開所すべき準備に従事せしむ。

七月十五日より合作社要員三五名省公署行政人員訓練所に於て訓練實施中なるを以て講師三名

を派遣しつゝあり八月十五日省内合作社聯合會日系擔任職員の打合會を開催し合作社組織運営大綱の徹底を計り業務遂行に關する指示を與へ堅實なる合作社運動に資するところありたり。

(2) 縣聯合會業務運営狀況

從來省内縣聯合會並に鄉村合作社は軍の肅正計畫及模範地區工作指導要領に基き濟南周邊地區及模範地區を中心とし民國二十九年より相次ぎて設立されしが業務擔當者は經營に對する經驗乏しく且つ上部よりの指導徹底を欠きたる等の原因に依り合作社業務は稍變則的のものとなり今日に至る即ち當時物資の不足を緩和する目的にて事業重點を購買事業に置きしため各合作社共に物資購入に全力を擧げ其の取扱品目は百數十種の多數に及ぶものあり所謂雜貨屋式經營に陥りたるもの大半にして販賣事業は頗る不振にして交易場を經營するもの僅かに八縣に過ぎざる状態にあり、信用事業は融通資金過少なるため模範地區内縣聯合會の如きも其の融資額は三萬圓乃至七萬圓見當に過ぎざる現状なり然るに業務擔當者は東亞新秩序建設の闘士として或は又農村更生の開拓者を以て任じ得るの覇氣旺盛すれど只經營的經理に通曉せるもの少なく今尙試算表作製困難なるもの又は決算書の提出なきものあり従つて内部事務は相當整理刷新を要するものあり以上

の現状にあるを以て省聯合會は山東省合作社組織運営大綱に基き縣聯合會をして自體の業務の整備充實を圖らしむると共に速に鄉村合作社の組織を完備し機能の強化を計らしめ民心の把握に敵地區經濟封鎖に或は物資の確保に遺憾なきを期し下部組織の健全なる發達を企圖すべき要あり。

—— 完 ——

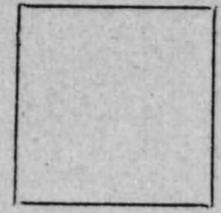
昭和十六年十二月十八日印刷
昭和十六年十二月二十日發行

頒價 ㊦ 一圓五十錢

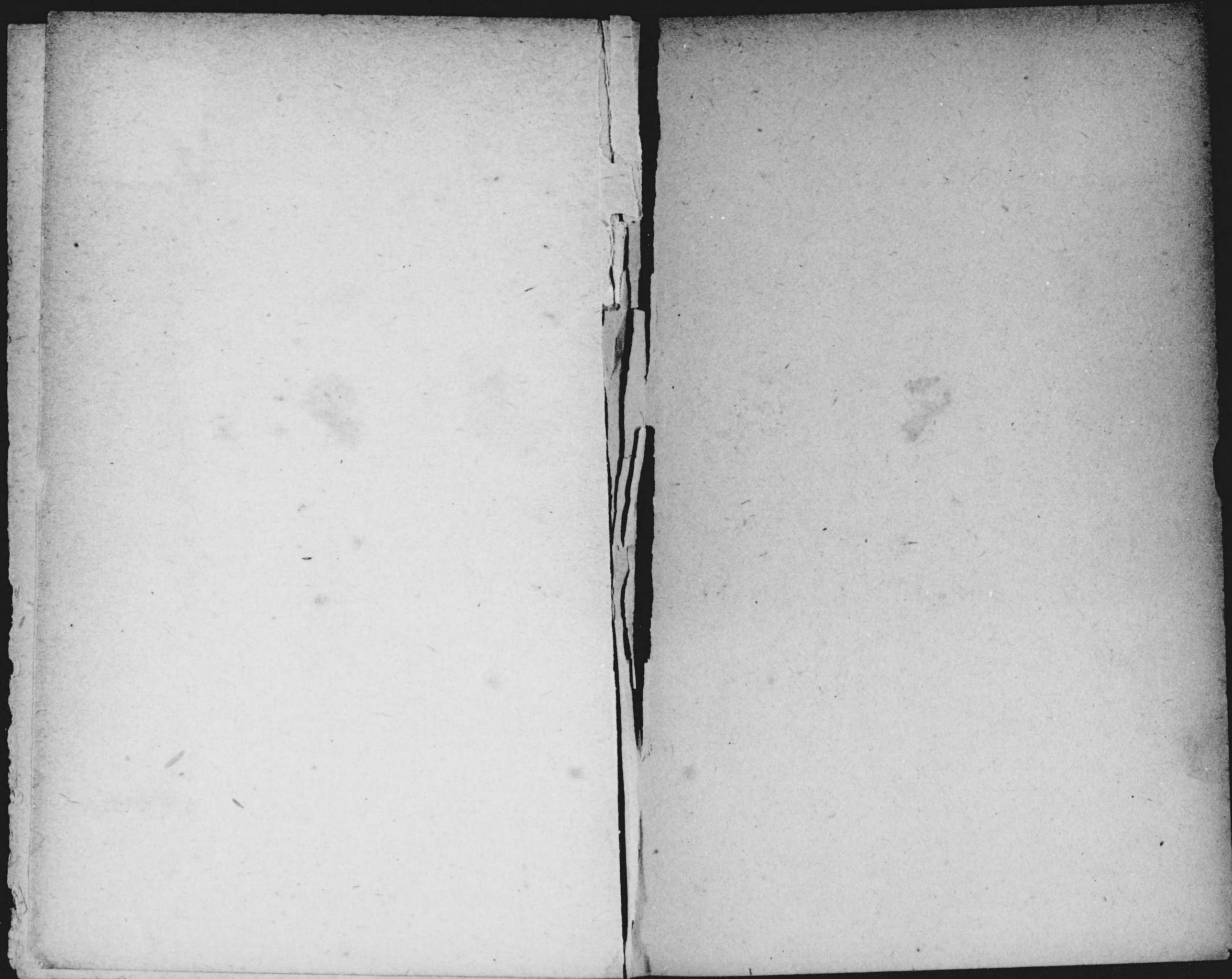
編輯兼
發行人
東京市麴町區有樂町一ノ十一
東亞協同組合協議會
清水 宗兵衛

印刷人
東京市深川區白河町二ノ六
中川 晴吉

印刷所
東京市深川區白河町二ノ六
晴美堂印刷所



發行所
東京市麴町區有樂町一ノ十一
東亞協同組合協議會



923
159

